

講座編成及び担当教員一覧

薬 化 学 講 座

教 授 ◎ 棚 橋 孝 雄
講 師 竹 仲 由希子
講 師 西 村 克 己

生 藥 化 学 講 座

教 授 ◎ 守 安 正 恭
講 師 西 山 由 美
講 師 士 反 伸 和

薬 品 化 学 講 座

教 授 ◎ 宮 田 興 子
講 師 上 田 昌 史

生命有機化学講座

教 授 ◎ 和 田 昭 盛
准 教 授 山 野 由 美 子
講 師 都 出 千 里
講 師 沖 津 貴 志

薬 品 物 理 化 学 講 座

教 授 ◎ 向 高 弘
講 師 田 中 将 史
講 師 安 岡 由 美
講 師 萩 森 政 賴

機能性分子化学講座

教 授 ◎ 中 山 尋 量
助 教 林 亜 紀
助 教 前 田 秀 子

生 命 分 析 化 学 講 座

教 授 ◎ 小 林 典 裕
助 教 大 山 浩 之

衛 生 化 学 講 座

教 授 ◎ 岡 野 登 志 夫
准 教 授 竹 内 敦 子
准 教 授 津 川 尚 子
准 教 授 中 川 公 恵

◎印は講座主任を示す。

微生物化学講座

准教授 ◎ 小西 守周
助 教 増田 有紀

生 化 学 講 座

教 授 ◎ 北川 裕之
講 師 三上 雅久
講 師 灘中 里美

病態生化学講座

教 授 ◎ 太田 光熙
准教授 小林 吉晴
講 師 多河 典子
講 師 藤波 綾

薬 剂 学 講 座

教 授 ◎ 岩川 精吾
講 師 上田 久美子
助 教 池畠 美香

薬 理 学 講 座

教 授 ◎ 吉野 伸仲
講 師 八巻 耕也
講 師 水谷 暢明

製 剤 学 講 座

教 授 ◎ 北河 修治
准教授 寺岡 麗子

臨 床 薬 学 講 座

教 授 ◎ 江本 憲昭
講 師 八木 敬子

医 療 薬 学 講 座

教 授 ◎ 水野 成人

各講座研究内容紹介

1 薬 化 学

教 授 棚 橋 孝 雄

(1) 高等植物の含有成分の構造研究

薬用植物を中心に、高等植物の含有成分を検索し、抗酸化活性や腫瘍細胞増殖抑制活性など有用な生物活性も有する新規化合物の単離、構造研究を行っている。化合物としては、アルカロイドや関連する含窒素配糖体、フェノール性化合物、テルペノイドを主な対象としている。

(2) 植物培養細胞による生理活性物質の生産及び合成に関する研究

高等植物の組織培養あるいは地衣菌の単離培養を用いて、生理活性物質を探査するとともに、生合成経路の解明を行う。

(3) 高等植物の含有成分の合成研究

高等植物に由来する生物活性物質の不斉全合成を行い、効率的な合成法の開発を行うとともに、微量成分の構造決定ならびに活性測定のための試料供給を行う。また、天然物の類縁体を合成し、構造と活性の相関について検討する。

2 生 薬 化 学

教 授 守 安 正 恭

(1) 生薬や薬用植物（特に和漢薬、熱帯産薬用植物）の成分探索およびそれらの生物活性試験に関する研究

- 热帯産薬用植物、特に Annonaceae (バンレイシ科)、Leguminosae (マメ科) 植物の成分研究
- 热帯産薬用植物や和漢薬に含まれる成分（特にフラボノイドやアルカロイド類）の抗腫瘍、鎮痛など生物活性に関する研究

(2) 植物における二次代謝産物生産蓄積機構の解明と大量生産への応用

- ナス科植物タバコにおけるニコチン液胞集積機構の解明
- アブラナ科植物におけるインドールアルカロイド輸送体の単離と解析
- アブラナ科植物におけるステロール輸送機構の解析

3 薬 品 化 学

教 授 宮 田 興 子

合成医薬品の創製を目指して、その基礎となる合成反応の開発とそれを応用した新規生物活性物質および機能性物質の合成研究を行う。

(1) 新しい合成手法の開発

近年、医薬品の構造は多様化しており、標的となる化合物の効率的合成法の開発は、資源の有効利用や環境保護の面からも重要な課題である。このような観点から、当研究室では目的とする有機分子を高選択的に、そして可能な限りクリーンな方法で合成するための新しい方法論の開発研究を行っている。具体的には、医薬品合成への適用が可能なラジカル反応および転位反応を基盤とする高選択的な連続反応の開発研究を推し進めている。

(2) 新規医薬品リード化合物の創製

上記の(1)で開発した新しい合成手法を用いて、短段階かつ効率的な経路で種々の生物活性物質を合成し、医薬品の創製を目指したライブラリ構築も行う。更に本研究を通して見出された新規化合物類の中から他の研究グループとの共同研究により新規医薬品リード化合物を探索する。

具体的な研究テーマは、以下の通りである。

研究課題

- ・ラジカル反応を基盤とする環境調和型結合形成反応の開発
- ・連続したヘテロ原子によって創り出される新反応の開発
- ・新規ドミノ型連続反応の開発
- ・新規な多官能性複素環化合物の創製
- ・非天然型アミノ酸類の合成研究

有機合成化学と機器分析の手法を駆使し、生命機能現象を解明するための鍵化合物として主に含共役多重結合化合物を合成し、創薬ならびに応用化学へと繋げる基礎的研究を展開しています。

- (1) 新規機能を有するレチノイド（ビタミンA群化合物）およびカロテノイドの開発
- (2) 天然生理活性物質およびその関連化合物の合成
- (3) ヨード環化反応を利用した新規合成法の開発と天然物および関連化合物合成への応用

物理化学的手法を駆使し、生命現象、生体および病態の特性を解明するとともに、得られた情報を基に、診断薬、治療薬の創薬研究を行う。

(1) 分子イメージングプローブの開発と応用研究

核医学イメージングプローブ（放射性医薬品）を中心に、蛍光イメージングプローブ、MRイメージングプローブ、さらにはこれらを組み合わせた複合イメージングプローブの開発を行い、生命現象の解明、画像診断への応用を目指す。

(2) がんの内用放射線治療薬剤の創薬研究

細胞殺傷性の放射線を放出する放射性同位元素を、がん細胞にのみ集めることができれば、その放射線により効果的な治療が可能となる。こうした内用放射線療法を目的に、がん細胞に選択的に発現する分子を標的とした放射線治療薬剤の開発を行う。

(3) 生体膜を介する生理機能発現・疾患発症機構の分子論的解明

脂質を主要構成成分とする生体膜は、内と外とを区別するのみならず、様々な生命現象の調節に関与している。生体膜とタンパク質との相互作用機構を明らかにすることで、生体内での代謝調節やその異常による疾患発症の分子機構を解明する。

6 機能性分子化学

教 授 中 山 尋 量

薬物を効率的に利用するため様々な薬物の carrier が検討され実用化されている。機能性分子化学研究室では、新しいタイプの carrier の開発を目指して有機、無機の様々なタイプの素材の検討を行っている。これらの素材検討を通して薬物 carrier (DDS carrier) としてばかりでなく、食品、医薬品、化粧品や環境素材への展開も行っている。

リンは生体中で骨などの硬組織として、また DNA や RNA などの遺伝子として重要な機能を持っている。また、リン化合物は食品添加物、水処理剤、洗剤、脱臭剤などとして広く利用されている。そこで、リン及び関連化合物を用いた機能性化合物の合成やリン酸化反応を利用した新規リン化合物の合成及び薬物 carrier (DDS carrier) としての展開も検討している。

7 生命分析化学

教 授 小 林 典 裕

抗体は、特定の分子構造に高い特異性と親和力を示すため、バイオメディカル領域の分析化学において利用価値の高い機能単位（分析試薬）となりうる。この観点から、下記の研究を行う。

- (1) 抗体の遺伝子操作（抗体工学）を基盤とする高親和力ミュータント抗体の創製
- (2) 抗体模倣低分子化合物の創製に関する基礎的研究
- (3) 生理活性物質に対する高親和力特異モノクローナル抗体の作製と各種免疫測定法への応用
- (4) 低分子生理活性物質の高感度非競合型免疫測定法の開発

8 衛 生 化 学

教 授 岡 野 登志夫

ビタミンD受容体及びビタミンK依存性蛋白質を介する様々な生命現象の仕組を分析化学、生化学、薬理学、遺伝子工学的手法を駆使して解明し、動脈硬化、神経変性疾患、骨粗鬆症などいわゆる難治性疾患への薬剤応用の道を切り拓くことを目的に研究を進めている。また、公衆衛生学的研究として、栄養疫学及び臨床疫学に関する研究を行っている。具体的な研究テーマは以下の通りである。

- (1) 培養細胞における活性型ビタミンD及びビタミンK同族体の代謝に関する研究
- (2) 活性型ビタミンD誘導体及びビタミンK同族体の構造－活性相関に関する研究
- (3) 動脈硬化および神経変性疾患の予防・治療に有効なビタミンD及びビタミンKの誘導体開発
- (4) 骨代謝に関するビタミンD応答遺伝子及びビタミンK依存性蛋白質の構造・機能解析
- (5) ビタミンD受容体あるいはビタミンD代謝酵素の遺伝子改変マウスにおけるカルシウム・リン代謝に関する研究

9 微 生 物 化 学

准教授 小 西 守 周

(1) 免疫システムを中心とした様々な生理現象における細胞外シグナル因子の役割の解明
細胞間コミュニケーションは、免疫システムをはじめとする様々な「体のしくみ」において重要な役割を果たしている。本研究室では、細胞間コミュニケーションの主な担い手である細胞外シグナル因子に焦点を当てて、その生理的意義や分子メカニズムについて研究を行っている。

細胞外分泌因子に関するテーマは以下の通りである。

- ・線維芽細胞増殖因子（FGF）ファミリーの免疫システムにおける生理的意義の解明
- ・新規な細胞外分泌因子の免疫システムにおける生理的意義の解明
- ・細胞膜表面に存在するステロイド膜受容体ファミリーの生理的意義の解明

(2) マイタケの薬理作用の検討

本研究室では、食用キノコであるマイタケに含まれる多糖体の免疫賦活作用について、研究を行っている。

マイタケに関するテーマは以下の通りである。

- ・マイタケ由来多糖体の免疫システムの活性化を介した抗腫瘍作用の検討
- ・マイタケ由来多糖体による免疫細胞活性化の分子メカニズムの解明

10 生 化 学

教 授 北 川 裕 之

生理活性糖鎖の構造、機能、生合成に関する研究

糖タンパク質やプロテオグリカンなどの複合糖質は、細胞の増殖、移動、分化、ガン化、ガン細胞の転移などの種々の細胞生物学的現象に深く関与し、その合成や分解の異常が種々の疾病の原因になっていることが、近年、明らかになってきた。これらの研究を行う Glycobiology（糖鎖生物学）や Glycopathology（糖鎖病理学）といった分野が開拓され、以下のような生理活性糖鎖の生化学的研究を行っている。

- (1) 糖鎖の合成酵素や分解酵素の遺伝子を用いた糖鎖の機能の研究
(培養細胞、トランスジェニックマウスやノックアウトマウスを使用)
- (2) 変形性関節症や脳神経炎などの疾患における糖鎖の役割に関する研究
- (3) ガン細胞の増殖や転移における糖鎖の役割に関する研究
- (4) ガン抑制遺伝子 EXT ファミリーの機能の研究
- (5) ES 細胞などを用いた分化誘導における糖鎖の役割に関する研究
- (6) 神経突起伸長や神経可塑性に関する糖鎖シグナルの解明に関する研究
- (7) 増殖因子や形態形成因子のシグナル伝達における糖鎖の役割に関する研究
- (8) ゴルジ体における糖鎖生合成機構の解明に関する研究

(1) メタボリックシンドロームに関する病態研究

メタボリックシンドローム予知のための病態解析を、脂肪細胞が分泌するアディポサイトカイン（アディポネクチン、レジスチン、レプチン、PAI-1、TNF- α 、MCP-1、AIF-1）との関連から、モデル動物、ヒト検体、培養細胞を用いて行う。

(2) 神経性疾患（パーキンソン病、多発性硬化症、脳卒中、アルツハイマー病）の臨床診断学と創薬研究

神経栄養因子、PARKIN 遺伝子、Synuclein、ミエリン塩基性タンパク（MBP）、AIF-1、アディポネクチン、アクアポリン4を解析することにより病態創薬研究を行う。

(3) 自己免疫病における自己抗体、抗原の解析研究

重症筋無力症における抗 AChR 抗体、抗 MuSK 抗体、抗 Titin 抗体、抗アミラーゼ抗体に関する病態学的研究を行う。

(4) 禁煙科学、健康科学研究

受動喫煙評価簡易測定法の開発と応用、健康食品（アシタバ、ナットウキナーゼ）に関する効能評価研究。アンチエーティングのための新規測定法の開発。

(5) 肥満・糖尿病の病態解明に関する研究

肥満は糖尿病、脂質異常症、高血圧などの発症素因となっている。その肥満の発症に内臓脂肪組織で不活性型ステロイド（コルチゾン）を活性型ステロイド（コルチゾール）に変換する 11β 位水酸化ステロイド脱水素酵素1型（ 11β -HSD1）が関与していることが動物実験や臨床研究で明らかとなってきている。最近、我々はエストロゲンがこの 11β -HSD1活性を抑制することを見いだし、閉経前の女性が同年代の男性に比べて肥満の発症が少ない一つの原因になっていることを明らかにした。現在、エストロゲン以外のステロイドホルモンについて、培養脂肪細胞やラット・マウスの脂肪細胞を用いて肥満の抑制メカニズムを調べている。

また、自然発症肥満・糖尿病モデルマウスにおける肥満の発症メカニズムについて、主に脂質代謝機能異常を中心に調べている。

12 薬 剂 学

教 授 岩 川 精 吾

(1) 医薬品の有効性と安全性の評価に関する薬剤学的研究

- (a) 医薬品又はその代謝物の生体内における挙動（吸収・分布・代謝・排泄）を薬物動態学 pharmacokinetics の手法を用いて検討し、適用経路、適用剤形の最適条件の確立を指向する。
- (b) 培養細胞系で各種薬物による細胞機能の変動について細胞工学の手法を利用して分析し、ミクロな観点からも薬物動態の解明、新規投与法の開発を目指す。

13 薬 理 学

教 授 吉 野 伸

薬理学講座では、主に関節リウマチなどの自己免疫疾患および気管支喘息やアレルギー性鼻炎などのアレルギー疾患の病態解析ならびに薬物制御に関する研究を行っている。たとえば、関節リウマチにはⅡ型コラーゲンなどに対する自己抗体が関与しているため、本自己抗原に対する種々のモノクローナル抗体産生ハイブリドーマを独自に樹立し、これらモノクローナル抗体による関節炎誘導能、補体活性化および種々の炎症性サイトカイン産生について *in vivo* および *in vitro* 系を用いて検討している。また、卵白アルブミンおよびスギ花粉に対する IgE、IgG1 をはじめとする種々のアイソタイプモノクローナル抗体を產生し、これらモノクローナル抗体の気管支喘息およびアレルギー性鼻炎誘導能について明らかにするとともに、これらアレルギー疾患における様々なケミカルメディエータやサイトカインの役割について検討している。さらに、副作用が少なく、より効果的な疾患特異的制御法を確立するため、関節炎あるいはアレルギー疾患誘導モノクローナル抗体 Fab フラグメントおよび抑制性アイソタイプモノクローナル抗体によるこれら疾患の抑制について検討している。

薬物の経皮吸収に関する製剤学的研究、製剤の有用性向上を目指したプレフォーミュレーション研究を行う。

(1) 薬物の経皮吸収に関する研究

マイクロエマルション等の微粒子系を利用して、薬物の経皮吸収の改善あるいは効率的な皮膚組織へのデリバリーを図る。特にポリフェノールの皮膚への効率的なデリバリーを可能にすることによって、紫外線による皮膚の光老化を防御することを目指す。また、軟膏の混合性と経皮吸収への影響についても検討する。

(2) 製剤の有用性向上を目指したプレフォーミュレーション研究

種々の物性をもつ原薬の品質（光安定性、熱安定性、溶解度など）を物理的、化学的手法を用いて十分に評価し、これらの結果に基づいて最適な安定化設計を行う。

(1) 血管生物学のトランスレーショナルリサーチ

血管機能異常および構造異常に關して、基礎的研究成果を臨床医学に展開するトランスレーショナルリサーチを目指す。

(2) 肺高血圧症に関する臨床研究

近年、疾患概念が大きく変貌しつつある肺高血圧症に関して、神戸大学をはじめとする関連医療施設から得られた検体およびデータを用いて疫学、診断、治療に着目した臨床研究を行い、肺高血圧診療に貢献する。

(1) 医療と薬学の接点からの広い視野に立った研究

- (a) 消化器の機能および病態に関わるメカニズムとその制御について、神戸大学をはじめ関連する医療機関との連携のもと、基礎的・臨床的解析を行う。
- (b) 病院や地域での疫学調査をもとに、疾患のメカニズムとその予防について研究する。
- (c) チーム医療や地域医療における臨床薬剤師の活動について社会薬学的研究を行う。

神戸薬科大学大学院学則

第1章 総 則

(設 置)

第1条 神戸薬科大学（以下「本学」という）に大学院（以下「本大学院」という）を置く。

(目 的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展及び国民の医療と健康の維持増進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本大学院に薬学研究科（薬科学専攻及び薬学専攻）を置く。

(課 程)

第4条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程の修業年限は2年とし、博士課程の修業年限は4年とする。

3 修士課程薬科学専攻は、生命科学や創薬科学を基盤とし、専門的知識と基礎的研究能力を持つ高度専門職能人としての研究者及び教育者の養成を目的とする。

4 博士課程薬学専攻は、高度な薬学領域での専門能力を発揮して医療に貢献するとともに、自立して研究する能力も備えた臨床薬剤師及び創薬、育薬を担う人材としての研究者及び教育者の養成を目的とする。

(在学期間)

第5条 修士課程にあっては4年、博士課程においては8年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第6条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程 薬科学専攻

入学定員 5名（収容定員 10名）

博士課程 薬学専攻

入学定員 3名（収容定員 12名）

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第7条 本大学院の教員には本学の教授、准教授、講師及び助教をあてる。

2 前項に掲げる教員のほかに非常勤の講師を置くことができる。

(運営組織)

第8条 本大学院の運営のために大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は、大学院薬学研究科長を置き、学長がこの任にあたる。

3 大学院教授会は、大学院薬学研究科長及び本大学院の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは本大学院の教員を加えることができる。

4 大学院教授会は、次の事項を審議する。

(1) 大学院学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項

(2) 大学院の教育課程及び履修基準に関する事項

(3) 試験、入学、転入学、休学、転学、退学及び復学などに関する事項

(4) 研究の指導及び学位の授与に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) その他、大学院に関する重要事項

5 大学院教授会に関する規程は、別に定める。

第3章 教育課程、履修方法及び課程修了の認定など

(授業科目及び単位数)

第9条 本大学院に課する授業科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、大学院教授会の議を経て、一部変更することができる。

2 本大学院において教育上有益と認めることは、他の大学院（外国の大学院を含む）とあらかじめ協議の上、当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、修士課程において、8単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

4 本大学院において教育上有益と認めることは、本学に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

5 第40条で定める本大学院の科目等履修生であった者が、本大学院に入学した場合は、8単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものと認定することができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第10条 本大学院は研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(修了要件)

第11条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士課程の修了要件は、本大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得、かつ必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(指導教員及び研究指導)

第12条 大学院教授会は、学生の履修を指導するために学生ごとに指導教員と1名以上の副指導教員を定めなければならない。

2 指導教員及び副指導教員は、当該学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む）又は研究所等（外国の研究所等を含む）とあらかじめ協議の上、学生が当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。なお、修士課程の学生においては当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 本大学院において教育上有益と認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(研究のための留学)

第13条 前条の規定に基づき、他の大学院（外国の大学院を含む）又は研究所等（外国の研究所等を含む）に留学しようとする者は、大学院教授会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第5条の在学期間に算入する。

(履修授業科目の届出)

第14条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を学年又は学期の始めに教務課に届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第15条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告などにより担当教員が行うものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、大学院教授会が必要と認めた場合、追試験及び再試験を行ふことができる。

(成績の評価)

第16条 成績の評価は、100点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可とする。優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文の審査)

第17条 学位論文の審査は、大学院教授会において選出された審査委員（主査及び副査）の2名以上で構成する審査委員会で論文内容、論文発表会での発表、質疑に対する対応などを総合的に評価して行う。

(最終試験)

第18条 最終試験は、審査委員（主査及び副査）が、審査した学位論文及びこれに関連ある授業科目について当該学生に筆答又は口答により試験を行う。

(学位論文及び最終試験の認定)

第19条 学位論文及び最終試験の合否は、審査委員会の報告に基づいて大学院教授会が認定する。

(学位授与)

第20条 本大学院の修士課程を修了した者には、修士（薬科学）の学位を授与する。

2 本大学院の博士課程を修了した者には、博士（薬学）の学位を授与する。

第4章 入学、転入学、休学、 転学、退学及び復学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学者の資格)

第22条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年以上の教育を受けた者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認めた者のうち入学時に満22歳に達している者
- (6) 6年制課程の医学部、歯学部、薬学部、獣医学部に休学期間を除いて4年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 2 本大学院の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
 - (1) 6年制課程の医学部、歯学部、薬学部、

獣医学部を卒業した者
(2) 修士の学位を有する者
(3) 外国において、学校教育における18年以上の教育を受けた者
(4) 文部科学大臣の指定した者
(5) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認めた者
(入学志願の手続)
第23条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。
2 入学志願の期日及び入学検定料は、別に定める。
(入学選考)
第24条 入学志願者に対しては、学力、健康その他について選考の上、入学を許可する。
2 選考の方法及び期日は、別に定める。
(転入学)
第25条 他の大学院に入学している者が、その大学院の許可を受けて、本大学院に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。
(入学手続)
第26条 入学又は転入学を許可された者は、保証人を定めて指定の期日までに、所定の納付金と次の書類を提出しなければならない。ただし、本学学部出身者及び博士課程への入学を許可された本学大学院修士課程出身者は、提出書類中指定するものを省略することができる。また、社会人学生に限り、保証人を定める必要はない。
(1) 誓約書
(2) 入学資格を証明する書類
2 正当な理由なくしてこの手続きを履行しないときは、入学の許可を取り消す。
(保証人)
第27条 保証人は、本人の父母等の親権者であり、あるいはこれに準ずる成人者であって本人在学中一切の責任を負う者でなければならない。
(休 学)
第28条 病気その他やむを得ない事由により就学できないときは、保証人連署の上、願い出て許可を受けて休学することができる。
2 休学の期間は、1年を超えることができない。
3 休学の期間は、第5条の在学期間に算入しない。
(転 学)
第29条 他の大学院へ転学しようとする者は、

保証人連署の上、あらかじめ願い出て許可を受けなければならない。
(退 学)
第30条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。
2 次の各号の一に該当する者は、退学の措置をとる。
(1) 授業料の納入を怠り、督促を受けても納めない者
(2) 第5条に定める在学期間を超えた者
(3) 死亡その他の事由で成業の見込がないと認めた者
3 退学は、大学院教授会で審議の上、決定する。
(復 学)
第31条 休学又は退学した者が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学を願い出て許可を受けなければならない。
2 休学者の復学は、各期の始めとする。ただし、特別な事由があるときは、審議の上、前項以外の復学を認めることがある。
3 退学者の復学は、退学後3年以内の者に限り、またその時期は学年の始めとする。
4 第30条第2項第1号の規定による退学者が復学しようとするときは、未納の授業料を納入し、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。
5 第30条第2項第1号の規定による退学者の復学は、退学の効力が生じたときから2年以内の者に限り、また復学の時期は、各期の始めとする。ただし、退学手続を行った日から7日以内に所定の復学手続を完了した者については、退学日と同日付の復学を認めることがある。
6 復学時の学年は、審議の上、決定する。

第5章 学年、学期及び休講日

(学 年)
第32条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(学 期)
第33条 学年を次の2期に分ける。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
(休講日)
第34条 授業を行わない日（以下この条において、これを「休講日」という）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 創立記念日（4月27日）
 - (4) 春季休講日、夏季休講日及び冬季休講日
については、大学院教授会の議を経て定める。
- 2 必要があると認めたときは、大学院教授会の議を経て、前項の休講日を変更し又は臨時に休講日を定め若しくは休講日に授業を課すことがある。

第6章 入学検定料、入学金及び学費

(納付金)

第35条 納付金は、入学検定料、入学金及び学費（授業料等）とし、その額は別表第2のとおりとする。

- 2 入学検定料は出願時に、入学金は入学手続き時に納入しなければならない。
- 3 授業料は、下記の期間内にそれぞれ納入しなければならない。ただし、延納が認められたときは、その期日までに納入しなければならない。
前期分 4月1日から4月30日まで
後期分 10月1日から10月31日まで
- 4 新入生については、前期分を入学手続き時に納入しなければならない。

(延 納)

第36条 前条に定める期間内に授業料及びその他の納付金を納入できない者は、この期間内に保証人連署の上、延納願を提出し許可を受けなければならない。

2 延納の最終期日は、前期は5月31日、後期は11月30日とする。

(休学者の納付金)

第37条 休学者の休学期間中の授業料は、その2分の1の額を月割りで免除する。なお、計算の結果生じた百円未満の端数は、四捨五入する。

(納付金の還付)

第38条 一旦納入した納付金は、次の各号に定める場合を除き還付しない。

- (1) 一般入学試験及び社会人特別選抜試験において、入学手続き時に授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、納入した授業料を還付する。
- (2) 前条（休学者の授業料）に該当した場合。

第7章 外国人留学生

(外国人留学生の取扱い)

- 第39条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、別に定める規程により選考の上、入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生は、定員内とする。
 - 3 本大学院学則は、特に定めるものほか外国人留学生にも適用する。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び特別研究学生

(科目等履修生)

- 第40条 本大学院の授業科目のうち特定の科目について履修を願い出る者があるときには大学院教授会で審議の上、科目等履修生として学修を許可することができる。
- 2 科目等履修生を志願することができる者は、第22条に定める者とする。
 - 3 科目等履修生の登録料及び履修料は別表第3のとおりとする。
 - 4 科目等履修生に対する単位の認定については、第15条、第16条の規定を準用する。

(聴講生)

- 第41条 本大学院の授業科目のうち特定の科目について聴講を願い出る者があるときには大学院教授会で審議の上、聴講生として学修を許可することができる。
- 2 聴講生を志願することができる者は、第22条に定める者とする。
 - 3 聴講生の登録料及び聴講料は別表第3のとおりとする。

(特別聴講生)

- 第42条 本大学院の授業科目のうち特定の科目について聴講を願い出る者があるときには大学院教授会で審議の上、特別聴講生として学修を許可することができる。
- 2 特別聴講生を志願することができる者は、神戸大学・神戸薬科大学薬剤師レジデント採用者等とする。
 - 3 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

- 第43条 他の大学院（外国の大学院を含む）の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを願い出る者があるときは、大学院教授会で審議の上、特別研究学生として学修を許可することができる。
- 2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第44条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び特別研究学生は一般学生とともに授業を受けるものとする。

2 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び特別研究学生には大学院学則第5条、第6条、第9条～第13条、第17条～第21条、第23条～第31条、第35条～第37条、第39条を除いて準用する。

第9章 懲 戒

(懲 戒)

第45条 本大学院学則又は本大学院の諸規則を守らず、学生の義務を怠り、学生の本分に反する行為があったと認められた者は、その輕重に従い大学院教授会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は本学学則の規定を準用する。

附 則

この大学院学則は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年4月1日改正

平成24年4月1日改正

第9条 別表第1－1 薬科学専攻 修士課程

授業科目	単位数		
	必修	選択	
総合医薬品化学特論		2	修士課程の修得すべき単位数の内訳は以下の通りである。
物理系基礎創薬学特論		2	
生命科学特論		2	
薬剤学特論		2	講義科目：講義科目から指導教員の担当する特論科目を含めて、8単位以上を選択し、修得することとする。
病態解析治療学特論		2	
医薬品研究開発特論		2	
医療薬科学研修特論		2	
臨床医学各論		2	
薬科学演習	4		演習：薬科学演習4単位を修得することとする。
薬科学課題研究Ⅰ	9		
薬科学課題研究Ⅱ	9		課題研究：薬科学課題研究Ⅰ9単位及び薬科学課題研究Ⅱ9単位の計18単位を修得することとする。

第9条 別表第1－2 薬学専攻 博士課程

授業科目	単位数		
	必修	選択	
薬学研究基盤形成教育	4		博士課程の修得すべき単位数の内訳は以下の通りである。
化学系創薬学特論		2	
物理系創薬学特論		2	必修科目16単位、選択科目のうち、薬学課題研究Ⅰ・Ⅱ又は薬学臨床研修Ⅰ・Ⅱのいずれかの選択必修科目を選択し計8単位、講義選択科目6科目から指導教員の担当する特論科目を含めて6単位以上を修得し、計30単位以上修得することとする。
生物系創薬学特論		2	
臨床薬剤学特論		2	
病態薬理生化学特論		2	
疾患解析治療学特論		2	
薬学演習Ⅰ	1		演習：薬学演習Ⅰ～Ⅳ計4単位を修得することとする。
薬学演習Ⅱ	1		
薬学演習Ⅲ	1		課題研究：薬学課題研究Ⅰ～Ⅳ計16単位を修得することとする。
薬学演習Ⅳ	1		
薬学課題研究Ⅰ		4	薬学臨床研修Ⅰを選択し修得した場合は薬学課題研究Ⅰに、薬学臨床研修Ⅱを選択し修得した場合は薬学課題研究Ⅱに、それぞれ読み替えることとする。
薬学課題研究Ⅱ		4	
薬学臨床研修Ⅰ		4	
薬学臨床研修Ⅱ		4	
薬学課題研究Ⅲ	4		
薬学課題研究Ⅳ	4		

第35条 別表第2－1 薬科学専攻 修士課程

入学検定料	20,000円	
入学金	150,000円	
授業料	年額	500,000円
	前期分	250,000円
	後期分	250,000円

第35条 別表第2－2 薬学専攻 博士課程

入学検定料	20,000円	
入学金	200,000円	
授業料	年額	600,000円
	前期分	300,000円
	後期分	300,000円

第40条、第41条 別表第3 薬科学専攻 修士課程・薬学専攻 博士課程

科目等履修生	登録料	登録時	10,000円
	履修料	1単位につき	10,000円
聴講生	登録料	登録時	10,000円
	聴講料	1単位につき	5,000円

神戸薬科大学学位規程

(目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）
第13条の規定に基づき、神戸薬科大学（以下「本学」という）が授与する学位について、本学学則並びに本学大学院学則に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（薬学）、修士（薬科学）及び博士（薬学）とする。

(学位授与の条件)

第3条 前条の学位は、本学学則並びに本学大学院学則の定めるところにより、本学を卒業又は本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認（以下「学力の確認」という）された者に対し行うことができる。

(学位論文)

第4条 修士、博士の学位授与に係る学位論文（以下「学位論文」という）は1編とし、提出部数並びに提出期日については別に定める。

(学位授与の申請)

第5条 第3条第1項の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容の要旨、論文目録、履歴書に学位論文審査料を添えて学長に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定により学位授与を願い出ようとする者は、学位授与願の提出に先立って、外国語（英語）の試験を受験し、これに合格しなければならない。この試験の出題並びに採点は、大学院教授会で選出した外国語試験委員が行い、合否の判定は大学院教授会で行う。

3 前項の規定に従って外国語試験を受験しようとする者は、外国語試験受験願に受験料を添えて学長に提出しなければならない。

4 外国語試験受験料については、別に定める。

5 第2項の規定により外国語試験を受験し、これに合格した者は、所定の学位授与願に学位論文、論文内容の要旨、論文目録、履歴書に学位論文審査料を添えて学長に提出しなけ

ればならない。

6 論文審査のため必要あるときは、その他の参考資料を提出させることがある。

7 学位論文審査料については、別に定める。

(審査委員会)

第6条 学位論文が提出されたときは、大学院教授会は、学位論文の審査委員を選出し、審査委員会を設ける。

2 審査委員は主査1名、副査1名以上とし、研究指導教員の資格を有する大学院教授又は准教授の中から定める。ただし、大学院教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(論文の審査、試験及び学力の確認)

第7条 審査委員会は論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は、提出した論文を中心としてこれに関連のある科目について口答又は筆答試問により行う。

3 学力の確認は、口答又は筆答試問により、専攻学術に関し本学大学院において博士課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認するために行う。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の履歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要ないと認めたときは、大学院教授会の承認を得て、その履歴及び業績の審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

(審査期間)

第8条 第5条第2項の規定により学位論文が提出されたときは、その日から1年以内に論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、直ちに論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験結果の要旨を大学院教授会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは試験を行わないことがある。

(大学院教授会の審議)

第10条 大学院教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決により決定

する。

2 前項の決議をするには、大学院教授会構成員の3分の2以上が出席し、全構成員の過半数の同意を必要とする。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の規定に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与した場合は、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の要旨及び審査の要旨を公表する。

(印刷公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与されてから1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表した場合にはこの限りではない。

(学位・専攻分野の名称)

第14条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学士（薬学・神戸薬科大学）、修士（薬科学・神戸薬科大学）、博士（薬学・神戸薬科大学）のように、専攻分野とこれを授与した本学名を付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は教授会又は大学院教授会の議を経て学位の授与を取り消し、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をするには、教授会又は大学院教授会において構成員の3分の2以上が出席し、全構成員の過半数の同意がなければならない。

(登録)

第16条 本学において学位を授与した場合は、学長は学位簿に登録するものとし、博士の学位を授与した場合は、さらにその旨を文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

第17条 学位記及び学位申請関係の書類の様式は、別表のとおりとする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(規程の改正)

第19条 この規程の改正は、大学院教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

昭和54年4月1日改正

昭和56年10月1日改正

平成3年10月1日改正

平成4年5月21日改正

平成6年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成10年1月1日改正

平成10年4月1日改正

平成14年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成23年6月1日改正

別表

1 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

(A4版縦)

第号 卒業証書・学位記 (本籍(都道府県名)) 氏名 年月日生 本学所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め、学士(薬学) の学位を授与する。 年月日 神戸薬科大学長 氏名㊞	修第号 学位記 (本籍(都道府県名)) 氏名 年月日生 本学大学院薬学研究科修士課程 において所定の単位を修得し学位 論文の審査及び最終試験に合格し たので修士(薬科学)の学位を授 与する。 論文題目 年月日 神戸薬科大学長 氏名㊞
---	---

論文題目 年月日 神戸薬科大学長 氏名㊞	博第号 学位記 (本籍(都道府県名)) 氏名 年月日生 本学大学院薬学研究科博士 課程において所定の単位を修 得し学位論文の審査及び最終 試験に合格したので博士(薬 学)の学位を授与する。
-------------------------------	---

2 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

論文題目 年月日 神戸薬科大学長 氏名㊞	論博第号 学位記 (本籍(都道府県名)) 氏名 年月日生 本学に学位論文を提出しそ の審査及び試験に合格しなかつ て所定の学力を有するものと認 めたので博士(薬学)の学位 を授与する。
-------------------------------	---

3 学位申請関係書類の様式

(1) 第5条第1項の規定による修士論文審査願の様式

<p>指導教員 ㊞</p> <p>修士学位論文審査願</p> <p>年 月 日</p> <p>神戸薬科大学長 様</p> <p>氏名 ㊞</p> <p>このたび修士（薬科学）の学位を受けて下記題目の学位論文に論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますので審査下さるようお願いいたします。 記</p> <p>学位論文の題目</p> <p>備考 1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。 2 用紙はA4版上質紙とすること。</p>

(2) 第5条第1項の規定による博士論文審査願の様式

<p>指導教員 ㊞</p> <p>博士学位論文審査願</p> <p>年 月 日</p> <p>神戸薬科大学長 様</p> <p>氏名 ㊞</p> <p>このたび博士（薬学）の学位を受け下記題目の学位論文に論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますので審査下さるようお願いいたします。 記</p> <p>学位論文の題目</p> <p>備考 1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。 2 用紙はA4版上質紙とすること。</p>

(3) 第5条第2項の規定による外国語試験受験願の様式

<p>推薦教員 ㊞</p> <p>外国語試験受験願</p> <p>年 月 日</p> <p>神戸薬科大学長 様</p> <p>住所〒 氏名 ㊞</p> <p>このたび博士（薬学）の学位に必要な外国語試験（英語）を受験いたしく、よろしくお願ひいたします。</p> <p>備考：用紙はA4版上質紙とする。</p>

(4) 第5条第5項の規定による学位授与願の様式

<p>推薦教員 ㊞</p> <p>学位授与願</p> <p>年 月 日</p> <p>神戸薬科大学長 様</p> <p>住所〒 氏名 ㊞</p> <p>このたび博士（薬学）の学位を受け下記題目の学位論文に、論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますのでよろしくお願ひいたします。 記</p> <p>学位論文の題目</p> <p>備考 1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。 2 用紙はA4版上質紙とする。</p>

神戸薬科大学学位規程施行細則

(目的)

第1条 神戸薬科大学学位規程施行細則は、神戸薬科大学（以下「本学」という）が授与する学位のうち、神戸薬科大学学位規程（以下「学位規程」という）第3条第1項による修士（薬科学）（以下「修士」という）、博士（薬学）（以下「課程博士」という）並びに学位規程第3条第2項による博士（薬学）（以下「論文博士」という）の学位について神戸薬科大学大学院学則（以下「学則」という）及び学位規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査委員会)

第2条 修士及び課程博士並びに論文博士の学位論文の審査委員会は、次の審査委員によって構成する。

(1) 修士 主査：学則第17条により選出された1名

副査：学則第17条により選出された1名

(2) 課程博士 主査：学則第17条により選出された1名

副査：学則第17条により選出された3名

(3) 論文博士 主査：学位規程第6条により選出された教員

副査：学位規程第6条により選出された3名

2 学位規程第6条により、前項の審査委員は大学院教員の中から選出する。ただし、大学院教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

3 1人の学生又は申請者に対して、原則として同一講座より主査及び副査を選出することはできない。ただし、同一講座に所属していても、学部の所属研究室が異なり、研究内容も異なると大学院教授会が認めるときはこの限りではない。また、副査については、同一講座で学部の所属研究室が同一であっても大学院教授会が認めるときには選出できる。

(修士論文発表会)

第3条 学則第11条、学位規程第3条第1項及び第5条第1項により修士学位論文の審査を受けようとする者は、審査願提出に先立ち、修士学位論文の内容を大学院修士論文発表会において口述発表しなければならない。発表

に先立って指定した日までに講演要旨（様式I-3）の原稿を教務課に提出しなければならない。提出日の期限等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より2年次学生に知らせる。

2 前項の大学院修士論文発表会は、原則として1人講演時間は10分以内、討論時間は8分以内とする。

(修士学位論文審査の提出書類)

第4条 修士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を指導教員を経て学長に提出するとともに論文審査料10,000円を経理課に納入しなければならない。書類提出及び論文審査料納入の期限については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より2年次学生に知らせる。

学位論文審査願（様式I-1）……………1通

学位論文（様式I-2）……………3部

論文内容の要旨（様式I-4）……………30部

論文目録（様式I-5）……………1通

履歴書（様式I-6）……………1通

(最終試験)

第5条 学則18条の最終試験は、学位規程第7条第2項に従って審査委員会で行う。

(修士審査結果の報告)

第6条 学位規程第9条による審査委員会の大院教授会への報告は様式I-7による。

(修士大学院教授会の審議)

第7条 前条の報告により大学院教授会は、学位規程第10条による審議決定を行う。

(修士学位の授与)

第8条 前条の決定に基づく学位規程第11条の手続きは、毎年、大学院修士課程修了式の7日前までに終了するものとする。

(課程博士総説講演)

第9条 博士課程1年次、2年次及び3年次生として在籍する学生は、毎年1回総説講演を行わなければならない。

2 前項の総説講演は、原則として1人講演時間は30分以内、討論時間は10分以内とする。講演に先立って指定した日までに講演要旨（A4版所定の用紙に横書きとし、原則として4ページ以内とするが、当該学生の希望によって8ページまでの増加を認める）の原稿を教務課に提出しなければならない。総説講演の日時、講演要旨の原稿の提出日の期限等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より2年次学生に知らせる。

幹より当該学生に知らせる。

(課程博士論文発表会)

- 第10条 学則第11条、学位規程第3条第1項及び第5条第1項により課程による博士学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文提出に先立ち学位論文の内容を大学院博士論文発表会において口述発表しなければならない。
- 2 前項の発表会は、原則として1人講演時間は30分以内、討論時間は15分以内とする。発表に先立って指定した日までに講演要旨(A4版所定の用紙に4~8ページ以内。様式II-3)の原稿を教務課に提出しなければならない。発表会の日時、講演要旨の原稿の提出日の期限等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より当該学生に知らせる。
 - 3 第1項の発表会は、原則として博士課程4年次の1月に行うこととするが、日程の都合で多少変更されることもある。
 - 4 博士課程4年次の学生で、第1項の発表会をその年度に行うことができない者は、当該年度の12月中旬に、その旨大学院薬学研究科主幹に届け出なければならない。
 - 5 前項の届け出を行った者は、当該次年度以降の7月又は1月に発表会を行うことができる。

(課程博士学位論文審査の提出書類)

第11条 前条の発表会を終了した者で、博士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を指導教員を経て学長に提出するとともに

論文審査料10,000円を経理課に納入しなければならない。書類提出及び論文審査料の納入期限については、毎年12月又は6月に大学院薬学研究科主幹より当該学生に知らせる。

学位論文審査願(様式II-1) 1通
学位論文(様式II-2) 30部

論文内容の要旨(様式II-5) 30部

論文目録(様式II-6) 30部

学位論文の基礎となる報文

(別刷り又はコピー) 各4部
同上の報文の共著者の承諾書

(様式II-7) 各1通
履歴書(様式II-8) 1通

(注) 論文内容の要旨及び論文目録は、表紙(様式II-4)を各部ごとにつけてとじること。

- 2 学位論文の基礎となる報文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの、または掲載許可の証明のある原報とし、原則として2報以上(そのうち1報以上は欧文の報文であること)あることを必要とする。ただし、

印刷公表(電子ジャーナルでの公表を含む)されたもの又は掲載許可の証明のある報文が1報(欧文の報文であること)で、あと1報以上が学位論文審査願を提出した日から1年内に印刷公表又は掲載許可が得られると大学院教授会が判断した場合はこれを認める。当該学生は、その報文が印刷公表(電子ジャーナルでの公表を含む)された場合、直ちに印刷又はコピーを指導教員を経て学長に提出しなければならない。また掲載許可が得られた場合もその証明書のコピーを同様に提出しなければならない。

(最終試験)

第12条 学則第18条の最終試験は、学位規程第7条に従って審査委員会で行う。

(課程博士審査結果の報告)

第13条 学位規程第9条による審査委員会の大学院教授会への報告は、様式II-9による。

(課程博士大学院教授会の審議)

第14条 前条の報告により大学院教授会は、学位規程第10条による審議決定を行う。

(課程博士学位の授与)

第15条 前条の決定に基づく学位規程第11条の手続きは、学位論文審査願提出後2か月以内に終了するものとする。

(課程博士学位論文の公表)

第16条 学位規程第12条の公表する学位論文の要旨及び審査の要旨は様式II-10による。

(論文博士学位申請者)

第17条 学位規程第3条第2項により学位授与を願い出ようとする者(以下「学位申請者」という)は、原則として次の表1に示す研究歴を有する者でなければならない。ただし、大学院教授会が認めるときにはこの限りではない。

表1 学位申請者となるための必要研究歴

	理科系修士の学位を有する者	理科系大学、旧制薬学専門学校卒業者	左記の2項に該当しない者
大学の薬学部又は薬学科及びこれと同等と認められる研究施設	5年以上	8年以上	11年以上

注) 上表に定める「同等と認められる研究施設」は、下記のとおりとする。

- ①薬学に関係ある国公立の研究所等の研究機関
- ②財團法人又は社団法人組織による薬学に関係ある研究所等の研究施設
- ③薬学に関係ある、十分な研究施設を有する国公立又は私立等の病院
- ④薬学に関係ある、十分な研究施設を有する会社
- ⑤その他、大学院教授会が適当と認めた機関

2 学位申請者は、大学院教授会構成員の推薦（以下この推薦を行った大学院教授会構成員を「推薦教員」という）を得た者でなければならない。

（論文博士外国語試験）

第18条 学位規程第5条第2項の規定に従い、学位申請者は、学位授与願の提出に先立って外国語（英語）の試験を受験し、これに合格しなければならない。ただし、本学博士後期課程中途退学者については、大学院教授会において本外国語試験を行わずに合格したものと認めることがある。

2 外国語試験を受験しようとする者は、前条の規定に適した者でなければならない。

3 外国語試験を受験しようとする者は、受験料10,000円を添えて外国語試験受験願（様式III-1）を学長に提出しなければならない。

4 外国語試験は、学位規程第5条第2項の規定に従い、大学院教授会で選出された外国語試験委員が出題、採点を行い、その結果の報告を待って、合否の判定は大学院教授会が行う。

5 外国語試験は、原則として毎年1月及び7月に行う。

（論文博士学位論文予備審査の提出書類）

第19条 外国語試験に合格した学位申請者は、次の書類を推薦教員を経て学長に提出しなければならない。書類提出の時期は、3月又は9月とする。

予備審査願（推薦教員の印が必要）

（様式III-2） 1通
学位論文*（様式III-3） 4部
口述発表要旨の原稿（様式III-4） 1通
論文目録*（様式III-7） 4部
学位論文の基礎となる報文

（別刷り又はコピー） 各4部
同上の報文の共著者の承諾書

（様式III-8） 各1通
履歴書*（様式III-9） 1通
各所属長の研究歴証明書

（様式III-10） 各1通
*審査委員会による予備審査終了時に修正
学位論文と論文内容の要旨、論文目録、
履歴書を1部づつ表紙（様式III-5）を
付けてとじこんだものを大学院教授会に
30部提出すること。

2 学位論文の基礎となる報文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表（電子ジャーナルでの公表を含む）された原報とし、原則として3報以上（そのうち1報以上は欧文の報文

であること）あり、少なくとも1報以上の報文の筆頭著者は申請者であることが望ましい。（論文博士口述発表）

第20条 前条の予備審査の願いを提出した者は、大学院教授会の指定する日に学位論文の内容を口述発表しなければならない。口述発表の要旨は様式III-4に従う。

2 前項の発表会は公開とし、原則として1人講演時間は30分以内、討論時間は10分以内とする。発表会の日時等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より当該者に知らせる。

（論文博士審査委員会）

第21条 第19条の予備審査願が提出されたとき、大学院教授会は主査1名、副査3名を選出し、審査委員会を構成する。

2 審査委員会は、第19条の提出書類、前条の口述発表の結果などを基にして予備審査を行い、その結果を大学院教授会に報告する。この場合の報告は、様式III-14にならう。

3 前項の報告に基づいて大学院教授会は正式の学位授与願を受理するか否かを審議決定する。この決議をするには、学位規程第10条第2項を適用する。受理が可となった者にはその旨申請者に通知する。

（論文博士学位論文審査の提出書類）

第22条 前条の通知を受けた者は、次の書類を推薦教員を経て学長に提出するとともに論文審査料300,000円を経理課に納入しなければならない。

学位授与願（様式III-11） 1通

学位論文*（様式III-3） 30部

論文内容の要旨（様式III-6） 30部

論文目録*（様式III-7） 30部

履歴書*（様式III-9） 30部

*第19条の予備審査終了時に提出した修正

学位論文、ならびに、論文内容の要旨、
論文目録、履歴書は内容に変更がない場合
は提出しなくてもよい。また、修正箇所が若干の場合は、修正箇所の一覧と修正箇所の差し替え部分の提出だけでも差し支えない。

（論文博士学位申請者の学力の確認）

第23条 前条により学位授与願が提出された場合、審査委員会は学位規程第7条に従い、論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 学力の確認は、表2に従った試問を行う。

表2 学力の確認に関する試問

区分	行うべき試問
理科系修士の学位を有する者	①専攻及び関連学術に関する総説講演とこれに対する試問
理科系大学、旧制薬学専門学校卒業者	②上記と同じ
上記2項に該当しない者	①上記と同じ ②基礎学力確認のため口答又は筆答試問

3 最終試験は、学位規程第7条第2項に従って行う。

(論文博士審査結果の報告)

第24条 学位規程第9条による審査委員会の大
学院教授会への報告は、様式III-12による。

(論文博士の大学院教授会での審議)

第25条 前条の報告により大学院教授会は、学
位規程第10条による審議決定を行う。

(論文博士学位の授与)

第26条 前条の決定に基づき、学位規程第11条
の手続きを行う。

(論文博士学位論文の公表)

第27条 学位規程第12条の公表する学位論文の
要旨及び審査の要旨は、様式III-13による。

(細則の改正)

第28条 この細則の改正は、大学院教授会の議
を通じて行うものとする。

附 則

この細則は、昭和56年10月1日より施行する。

昭和58年4月1日改正

昭和59年4月1日改正

昭和60年1月17日改正

平成2年6月21日改正

平成2年7月19日改正

平成3年10月1日改正

平成4年5月21日改正

平成6年4月1日改正

平成7年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成12年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成23年6月1日改正

—提出書類及び論文審査関係書類—

様式 I (修士論文関係)

I - 1 学位論文審査願：学位規程別紙 3 の(1)参照

I - 2 修士学位論文

A4版原稿用紙に記し（ワープロで作成するときには白紙に原則として横35～40字、縦30～40行）、両面コピーとし、A4版のファイルにとじる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究分野、氏名を記すとともに、論文の初めに表紙及び目次をつけること（原稿用紙又は白紙、下図参照）。論文は自筆、コピーいずれでもよい。

欧文で論文を書く場合には、A4版用紙に横書き、ダブルスペースでタイプで記すこと。その他は和文の場合と同じ。

[例] <A4版ファイル>

	○○○○の合成に 関する研究に 2013 薬品化学 神戸花子	○○○○の合成に 関する研究 2013 薬品化学 神戸花子
--	--	---

表紙及び目次

○○○○の合成に 関する研究 2013 薬品化学 神戸花子	目 次 総論の部 1. 緒言 (1) 2. ××× (3) 3. △△△ (7) 実験の部 1. ○○○ (30) 2. ××× (30)
---	--

(注) 目次の総論の部、実験の部に分けているのは一例であり、特にこの形式にこだわる必要はない。

I - 3 修士論文発表会の講演要旨

所定の用紙（A4版両面コピー、横書き、ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35~40字、縦30~40行で記すこと。）に下図のように記すこと。4ページ以内。

〔例〕

<p>(修士論文発表の講演要旨) ○○○○の合成に関する研究</p> <p>薬品化学 神戸花子</p> <p>(諸言)</p> <p>.....</p> <p>1</p>	<p>.....</p> <p>文 献</p> <p>1),, 2),</p> <p>4</p>
---	--

(注) 標題の上に必ず、(修士論文発表の講演要旨) の文字を入れること。

I - 4 論文内容の要旨

I - 3と同じものか、又は次の形式のもの。A4版両面コピー（ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35~40字、縦30~40行で記すこと。）4ページ以内。

〔例〕

<p>(論文内容の要旨) ○○○○の合成に関する研究</p> <p>薬品化学 神戸花子</p> <p>.....</p> <p>1</p>	<p>.....</p> <p>文 献</p> <p>1),, 2),</p> <p>4</p>
---	--

(注) I - 3と同じものを提出するときは、標題の上に必ず、(論文内容の要旨) の文字を入れること。

I - 5 論文目録 (A 4 版)

[例]

論 文 目 錄	
薬品化学	
神戸花子	
1.	主論文： ○○○○の合成に関する研究
2.	参考論文： (1) (2)
(注) 1. 参考論文のないときは、(1)なしとする。なお、修士論文のときの参考論文とは、主論文の内容を学会誌等に発表したものと含む。	
2. 論文題目が外国語のときは和訳を付けること。	
3. 参考論文は、題目、雑誌名、巻、(号) ページ○～○ (年) のように記すこと。	

I - 6 履歴書

A 4 版横書きとし、氏名（ふりがな・押印不要）、生年月日、本籍地（都道府県名のみ）、現住所、学歴（高卒以上）、職歴の順に記し、写真の添付は不要。なお、市販履歴書用紙を使用してもよい。

I - 7 本細則第6条の審査委員会より大学院教授会への報告書

(A 4 版、次の例に従う。)

年 月 日		
神戸薬科大学院薬学研究科 大 学 院 教 授 会 様 審査委員		
職	氏名	印
主査	“	印
副査	“	印
報 告 書		
本学学位規程第9条により、本学大学院学則第11条第1項該当者の学位論文内容審査、並びに最終試験の結果を下記のとおり報告する。 記		
1. 学位論文審査結果 論文題目： (内容) 上記の論文は修士（薬科学）論文として、 適當・不適當と判定する。		
2. 最終試験結果 年 月 日 時から 時まで口答・ 筆答試験より最終試験を行い、合格・ 不合格と決定した。		

様式II（課程博士関係）

II - 1 学位論文審査願：学位規程別紙3の(2)参照

II - 2 学位論文

様式I - 2 に準じる。ただし、研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。

以下II - 3～II - 6 も同じ。印刷した学位論文を提出する場合にはA 4 版横書きとし、表紙及び背中に様式I - 2 と同様の記入をすること。

II-3 本細則第9条の総説講演要旨及び第10条の博士論文発表会の講演要旨：様式I-3に準じるが、枚数は4枚（8ページ）以内とする。

II-4 論文内容の要旨及び論文目録をとじるための表紙

下記II-5の論文内容の要旨及びII-6の論文目録は、次の表紙をつけて1部ずつとじ込むこと。

〔例〕（表紙）A4版



II-5 論文内容の要旨：様式I-4に準ずる（4～8ページ）。

II-6 論文目録：（A4版）

論文目録	
薬品化学 神戸花子	
主論文	
1. 題目	△△△の化学反応に関する研究（論文題目が外国語の場合は和訳をつけること）
2. 公表の方法、時期	
第1章	○○○の研究
第1節	×××の合成（投稿論文①）
第2節	□□□の合成（投稿論文②）
第3節	◇◇◇の合成（投稿論文③）
第2章	●●●の化学反応（投稿論文④、⑤、⑥）
第1節	-----
第2節	-----
第3節	-----
(注：一つの章で節ごとに投稿論文が異なるときは、上記第1章のように記すが、一つの章全部の投稿論文が共通しているときには、上記第2章のように記す)	
投稿論文①	：投稿論文表題 神戸花子、……（共著者氏名）…… Chem. Pharm. Bull., 95(8), 9-16 (2011) に掲載。
投稿論文②	：投稿論文表題 ……（共著者氏名）……、神戸花子 J. Biol. Chem.に掲載予定。（又は投稿予定）
投稿論文③	：…… (以下同じ)
参考論文	1. ○○○の研究（以上記と同じ書き方） 2. …… (注：参考論文がないときには、1. なしとする)

II-7 共著者の承諾書（A4版）

年　月　日
共著者承諾書
神戸薬科大学長
○○○○ 様
共著者氏名 ㊞
学位授与申請者△△△△が下記論文 を学位論文の一部として使用すること を承諾します。
記
1. 著者名（全員）、論文題名、雑誌 名、巻（号）、ページ（初めと終わ り）、（年）
2.
3.

II-8 履歴書：様式I-6に準じる。

II-9 本細則第13条による審査委員会より大学院教授会への報告書
(A4版)

年　月　日
神戸薬科大学大学院 薬学研究科 大学院教授会 様 審査委員
職 氏名
主査　〃　〃 ㊞
副査　〃　〃 ㊞
副査　〃　〃 ㊞
副査　〃　〃 ㊞
報告書
本学学位規程第9条により、本学学則第11 条第2項該当者○○○○の学位論文内容審 査、並びに最終試験の結果を下記のとおり 報告する。
記
1. 学位論文審査結果 論文題目：○○○○の合成に関する研究 (内容)
上記の論文は博士（薬学）論文として、 適当・不適当と判定する。
2. 最終試験結果 年　月　日 時から 時まで口答・ 筆答・口述試問により最終試験を行い、 合格・不合格と決定した。

II-10 本細則第16条による公表する学位論文の要旨及び論文審査結果の要旨の様式

(A4版で、下記の様式のものを印刷公表する。)

<p>氏名(本籍) フリガナ ○○○○ (○○県) 学位の種類 博士(薬学) 学位記番号 博第 号 学位授与年月日 年 月 日 学位授与の条件 学位規程第3条 第1項該当者 学位論文の題名 △△△△△△△ 職 氏名 論文審査委員 主査 " " 副査 " " 副査 " " 副査 " "</p> <p>論文内容の要旨 (8ページ以内)</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>論文審査の結果の要旨 (1ページ以内)</p> <p>.....</p>
--	--

様式III (論文博士関係)III-1 外国語試験受験願：学位規程別表3-(3)参照。III-2 予備審査願 (A4横書き)

<p>推薦教員㊞</p> <p>予備審査願</p> <p>年 月 日</p> <p>神戸薬科大学長 様</p> <p>住所〒 氏名 ㊞</p> <p>神戸薬科大学学位規程施行細則第19条 により、学位論文の予備審査を受けた く、所定の書類を添えて提出しますか ら、よろしくお願ひいたします。</p>
--

III-3 学位論文：様式I-2に準じる。ただし、研究分野の所属(例：薬品化学)を省略してもよい。以下III-4～III-7も同じ。印刷した学位論文を提出する場合にはA4版横書きとし、表紙及び背中に様式I-2と同様の記入をすること。III-4 本細則第20条の口述発表会の要旨：様式I-3に準じるが、枚数は4枚(8ページ)以内とする。

III-5 表紙：様式II-4に準じる。

III-6 論文内容の要旨：様式I-4に準じる。（4～8ページ）

III-7 論文目録：様式II-6に準じる。

III-8 共著者の承諾書：様式II-7に準じる。

III-9 履歴書：様式I-6に準じる。ただし、予備審査のときに提出するものは本人の写真を添付する。

III-10 各所属長の研究歴証明書（A4版上質紙）

年　月　日
神戸薬科大学長
殿
○○○研究所長
△△△△印
このたび貴学に対し博士（薬学）授与の申請をしている××××君は、当所において下記のとおり研究に従事していましたことを証明します。
記
1. 研究題目：○○○○に関する研究
2. 期　間： 年　月　日から
年　月　日まで

（注）研究の場所が2か所以上にわたっている場合は、それぞれの所属長よりの証明書が必要。

III-11 学位授与願：学位規程別表3-(4)参照。

III-12 本細則第24条による審査委員会より大学院教授会への報告書（A4版）

年　月　日 神戸薬科大学大学院 薬学研究科 大学院教授会様 審査委員 職　　氏名 主査　〃　〃　㊞ 副査　〃　〃　㊞ 副査　〃　〃　㊞ 副査　〃　〃　㊞ 報告書 本学学位規程第9条により、本学学位規程第3条第2項該当者〇〇〇〇〇の学位論文内容審査、学力の確認並びに最終試験の結果を下記のとおり報告します。 記 1. 学位論文審査結果 論文題目： (内容) 上記の論文は博士（薬学）論文として、 適当・不適当と判定する。
--	--	--

(続く)

2. 学力の確認 ①専攻及び関連学術に関する総説講演と これに対する口答試問 期日： 年　月　日　時から　時まで 結果：合格・不合格 ②基礎学力確認のための口答・筆答試問 期日： 年　月　日　時から　時まで 結果：合格・不合格 3. 最終試験 年　月　日　時から　時まで 口答・筆答試問により最終試験を行い、 合格・不合格と決定した。
--

III-13 本細則第27条の公表する学位論文の要旨及び審査の要旨：様式II-10による。

ただし、学位記番号は論博第　　号、学位授与の条件は、学位規程第3条第2項該当者とする。

III-14 本細則第20条による審査委員会より大学院教授会への報告書（A4版）

年　月　日	(内容)															
<p>神戸薬科大学大学院 薬学研究科 大学院教授会様 審査委員</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">職</td><td style="text-align: center;">氏名</td><td></td></tr><tr><td>主査</td><td>〃</td><td>㊞</td></tr><tr><td>副査</td><td>〃</td><td>㊞</td></tr><tr><td>副査</td><td>〃</td><td>㊞</td></tr><tr><td>副査</td><td>〃</td><td>㊞</td></tr></table> <p style="text-align: center;">報　告　書</p> <p>本学学位規程第9条により、本学学位規程第3条第2項該当者○○○○の学位論文内容の予備審査結果を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 学位論文予備審査結果 論文題目：</p>	職	氏名		主査	〃	㊞	副査	〃	㊞	副査	〃	㊞	副査	〃	㊞	<p>上記の論文は博士（薬学）論文として、 適當・不適當と判定する。</p>
職	氏名															
主査	〃	㊞														
副査	〃	㊞														
副査	〃	㊞														
副査	〃	㊞														